毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目　次

規　則
○秋田県県税条例施行規則及び秋田県県税事務取扱規則の一部を改正する規則（四五・税務課）
公営企業管理規程
○秋田県観光施設事業使用料徴収規程を廃止する規程（一二・企画業務課）
企業局告示
○男鹿水族館の使用料徴収事務の一部委託の廃止（四）
企業局公告
○水族館の使用料を徴収する期間及び時間の廃止

規　則

秋田県県税条例施行規則及び秋田県県税事務取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年七月九日

秋田県知事　寺　田　典　城

秋田県規則第四十五号

秋田県県税条例施行規則及び秋田県県税事務取扱規則の一部を改正する規則

（秋田県県税条例施行規則の一部改正）

第一条　秋田県県税条例施行規則（昭和三十九年秋田県規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第二十条第一項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五　中間法人法（平成十三年法律第四十九号）第二条第一号に規定する中間法人のうち、法人税割の課税標準がないもので、かつ、その事業が極めて小規模であるもの

第四十六条の四第二項中「第五十一条の三第三項」を「第五十一条の三第五項」に改める。

第五十一条第二項並びに第五十一条の三第五項及び第六項中「県税事務所長」を「秋田県税事務所長」に改める。

様式第二百五十六号の三及び様式第二百五十六号の五から様式第二百五十六号の八までの規定中　秋田県秋　田県税事務所長　を「秋田県秋田県税事務所長」に改める。

「　北秋田　平　鹿　」

（秋田県県税事務取扱規則の一部改正）

第二条　秋田県県税事務取扱規則（昭和三十九年秋田県規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第五十四条、第五十五条及び第五十六条第一項中「県税事務所長」を「秋田県税事務所長」に改める。

附　則

1　この規則は、公布の日から施行する。

2　第一条の規定による改正前の秋田県県税条例施行規則に定める様式により作成された用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

公営企業管理規程

秋田県観光施設事業使用料徴収規程を廃止する規程をここに公布する。

平成十四年七月九日

秋田県公営企業管理者職務代理者
秋田県企業局長　安　田　幸　男

秋田県公営企業管理規程第十二号

秋田県観光施設事業使用料徴収規程を廃止する規程

秋田県観光施設事業使用料徴収規程（昭和四十二年秋田県公営企業管理規程第四号）は、廃止する。

附　則

この規程は、平成十四年九月一日から施行する。

企業局告示

秋田県企業局告示第四号

次に掲げる告示は、廃止する。

一　男鹿水族館の使用料徴収事務の一部委託（昭和四十五年秋田県企業局告示第三号）

二　男鹿水族館の使用料徴収事務の一部委託（昭和五十二年秋田県企業局告示第一号）

三　男鹿水族館の使用料徴収事務の一部委託（昭和五十二年秋田県企業局告示第二号）

四　男鹿水族館の使用料徴収事務の一部委託（平成三年秋田県企業局告示第一号）

この告示は、平成十四年九月一日から効力を生ずるものとする。

平成十四年七月九日

秋田県公営企業管理者職務代理者
秋田県企業局長　安　田　幸　男

企業局公告

水族館の使用料を徴収する期間及び時間（昭和四十五年三月三十一日企業局公告）は、廃止する。

この公告は、平成十四年九月一日から効力を生ずるものとする。

平成十四年七月九日

秋田県公営企業管理者職務代理者
秋田県企業局長　安　田　幸　男

発行者　秋　田　県
秋田市山王四丁目一番一号
購読料金　一月三千五百円
印刷所　秋田市山王七丁目五番二十九号　株式会社　松　原　印　刷　社　電話（862）八七六六　FAX（863）〇〇〇五　E-mail:matsubara@matsubarainsatsu.co.jp
印刷者　秋田市山王七丁目五番二十九号　松　原　繁　雄

R100 古紙配合率100%